

規則

知事の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第十六号

知事の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

知事の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十八年埼玉県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一公衆浴場法施行条例（平成二十年埼玉県条例第十九号）の項の次に次のように加える。

埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例（平成二十四年埼玉県条例第六十号）	第十条第四項及び第十二条第一項から第三項まで
--	------------------------

別表第二の一埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例の項の次に次のように加える。

埼玉県生活環境保全条例	第七十五条第一項及び第二項
-------------	---------------

別表第二の一に次のように加える。

埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例	第十二条第二項及び第三項
-----------------------------	--------------

別表第三に次のように加える。

埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例	第十条第四項及び第十二条第四項
-----------------------------	-----------------

附則

この規則は、公布の日から施行する。